

令和 7 年 5 月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和 7 年 5 月 2 0 日開会

丸亀市農業委員会

令和7年5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年5月20日（火） 午前9時40分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 40人

農業委員 15人

- | | | | |
|----------|----------|------------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 10. 小松 和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 4. 内田 久夫 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 27. 徳永 善史 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 22. 深井 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 5. 齋藤 純子 | 14. 高木 久義 | 24. 竹林 隆 | |
| 6. 坂井 清照 | 15. 田羅間 勳 | 25. 古竹 義弘 | |
| 7. 守家 祥司 | 16. 横山 隆一 | 26. 村山 雅美 | |

欠席委員 6人

農業委員 1人

7. 山根 三枝子

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | 23. 佐藤 久男 |
| 13. 大野 忠志 | 19. 喜來 聖則 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明 事務局次長 山田 健司 主 査 佐々木武志
主 査 能田 昌吾 主 任 宮内 隆匡

その他の出席者

丸亀市農林水産課担当長 造田 忠彦

議事日程

農政に関する議題

- 1 地域計画の変更について
- 2 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について
- 3 その他

報 告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第28号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 議案第29号 非農地証明願について

報 告

- 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について
- 報告第10号 許可後の取消願について

その他

●事務局長（大西良明君）

9時40分になりましたので、引き続き只今から令和7年5月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず、総会の次第ですが、開催案内の文書では、農政に関する議題で地域計画の変更についてが抜けておりましたので、総会の次第に沿って進めさせていただきます。1番が議題として地域計画の変更について、2番目が令和6年度丸亀市農業委員会の最適化推進状況等についてというような議題にさせて頂いております。資料といたしましては、総会次第、地域計画変更についての資料、最後に農政情報をつけております。事前にお送りしています議案等の書類もお手元にご用意ください。推進委員の皆様には、総会出席は最適化活動に該当しますので、本日出席の件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、定例総会でございますが、最初にご挨拶申し上げましたので、定例総会のほうよろしくお願いをしたいと思います。本日の出席委員は15名で、過半数の方が出席しておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。本日の議事録署名委員は、5番 平山委員さん、6番 和泉委員さんをお願いいたします。それでは最初に農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい。農政に関する議題といたしまして、議題1 地域計画の変更について、議題2 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について、議題3 その他になります。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（造田忠彦君）

はい。丸亀市農林水産課の造田と申します。よろしくお願いいたします。地域計画の変更の手続きにつきまして、申し出者より5月9日締切分の変更申出が提出されましたので、ご報告とともに反対意見がなければ、地域計画の変更の手続きを進めさせていただきたいのでよろしくお願いいたします。資料についてですが、地域計画変更等理由書と位置図のこちらの2つを見て頂いて、説明させていただきたいと思います。前回も申し上げましたが、農地転用を申請するには対象農地を地域計画の区域から除外する手続きが必要になります。この除外の手続きは、農振除外と同じような形で、地域計画の農地から外すという申出を審議して頂き、意見を頂きたいということになります。それでは資料に沿って説明させていただきます。地域計画変更等理由書(総括表)をご覧ください。

【番号1～6の各案件説明】

今後のスケジュールですが、香川県農地機構にもご意見を頂きまして、反対意見等なければ、意見書が揃ったところで地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。意見がなければ6月20日頃に、地域計画の変更の公告を行いまして地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知をいたしまして、7月4日締め農地転用の申請手続きが行えるということになります。変更後、転用業者がスムーズに申請すれば、7月4日締めで転用申請したものに対して、2か月後の7月18日の定例会で農地転用申請が議題としてあがるということになります。今後、毎月このようなスケジュールで、説明させていただくようになりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、この件につきまして何かご質問等御座いますでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

4月にも申し上げましたが、また、同じようなケースが出てくると思いますが、これとは別途に、ダブって農転申請が2か月遅れで上がってくるようになります。地域計画の変更については、今のところ特に意見も無いようですので、地域計画変更については異議のないものといたします。造田さんありがとうございました。

●農林水産課（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題 2 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等について、説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい、失礼します。それでは事前に送付しています資料の中で、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表という資料をお手元にご用意ください。委員の皆様におかれましては、令和 4 年度から毎年活動目標を設定し、一年後結果、実績を点検評価することとなっております。では、6 年度の各項目の実績について簡単に説明させていただきます。1 ページ目、ローマ数字のⅠ農業委員会の状況については、ご覧のとおりです。1 枚めくっていただいてローマ数字のⅡの 1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積について、①現状及び課題、②目標に対しまして、③実績ということで、6 年度の新規集積面積及び 6 年度末の集積面積と集積率は記載のとおりです。点検結果としては、担い手の減少等により、目標を下回る結果となりました。(2)遊休農地の発生防止解消の項目ですが、①現状及び課題、②目標に対しまして、次のページになりますが、③実績の欄をご覧くださいますと、ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消で、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積及び達成率は記載のとおりです。また、④その他の利用状況調査は記載のとおり実施しております。点検結果としては、目標を下回る結果となりましたが、今回、調査方法について、タブレット端末を本格的に使用したことで見える化が図られ、遊休農地の面積がより正確に調査できたことで、実際には遊休農地の面積が増えるという結果になりました。(3)新規参入の促進について、①現状及び課題、②目標、次のページになりますが③実績、両かっこ参考新規参入者の参入状況とありますが、令和 6 年度は参入経営体が 6、取得農地面積が 2.0ha でした。この項目の点検結果としては、例年並みの実績でありました。2 最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定の①目標に対しまして、②の実績については目標のとおり実施いたしました。次のページ(3)新規参入相談会への参加については、①目標に対しまして、②実績なしとなりました。そして、目標の達成状況の評語ですが、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。これは、自動で採点されたものですが、遊休農地の解消が進まなかったことで、このように判定されたと考えます。推進委員等の点検・評価結果は、4 段階に分かれています。3 人が期待どおりの結果が得られました。残り 42 人は目標に対して下回る結果となりました。6 年度は、目標活動日数月に 6 日に対し、平均で 4 日程度となっております。なお、今年度の目標日数は月 8 日で設定させていただいておりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。以上簡単です

が報告とさせていただきます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、この件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見もないようですので、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進状況等については、異議のないものとしたします。その他の議案ございますか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。報告1 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

前回の農家相談開催結果を報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は、4月28日月曜日 竹田委員で、市役所本庁開催分は、5月7日水曜日 和泉委員で、綾歌市民総合センター開催分は、5月12日月曜日 小松委員で、午前9時から11時の受付で行いましたが、相談はございませんでした。次に、次回の農家相談会の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は5月27日火曜日 松永会長、市役所本庁開催分は6月5日木曜日 山根委員、綾歌市民総合センター開催分は6月10日火曜日 竹内副会長の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告につきまして何かご質問ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、その他で報告はございますか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告を終わりました。続いて土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい。土地に関する議題といたしまして、議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、議案第 29 号 非農地証明願について、報告といたしまして、報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 10 号 許可後の取消願について、以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します、事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。それでは、議案書の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒に、ご確認をよろしく願います。議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 6 件です。

1 番 三条町・・・合計面積 884.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2 番 垂水町・・・合計面積 1,517.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ無償による所有権移転を

行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

3 番 綾歌町富熊・・・合計面積 167.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人と譲受人が所有する自作地を相互に交換し、無償での所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4 番 綾歌町富熊・・・合計面積 167.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、先程 3 番の交換する農地のもう一方になります。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5 番 飯山町東小川・・・合計面積 2,901.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。2 ページを開きください。

6 番 綾歌町富熊、飯山町東坂元・・・合計面積 8,184.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上 6 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業 常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので採決いたします。議案第 25 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 6 番の各案件を許可することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

特に、御異議も無いようですので、議案第 25 号 農地法第 3 条 1 項による許可申請 6 件は、原案どおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。3 ページをお開きください。議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 854.84 m²（内併せ利用地 538.84 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 61 年頃から住宅の拡張用地として利用していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、自己の住宅用地として利用するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 原田町・・・合計面積 511.90 m²（内併せ利用地 290.90 m²）【議案読み上げ】

この申請地は、親の代より農家住宅の拡張用地として利用していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き農家住宅用地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 原田町・・・合計面積 196.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、納屋兼作業場を建築し利用していましたが、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解消を図り、引き続き業務用地として利

用するものです。申請地は、農用地 区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 3 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見もないようですので採決いたします。議案第 26 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 26 号 農地法第 4 条許可申請 3 件につきましては、原案のとおり許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することにいたします。続きまして、議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

4 ページをお開きください。議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 郡家町・・・合計面積 341.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、住宅２階建１棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第２種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

２番 三条町・・・合計面積 480.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、車両置き場の整備を図るものです。申請地は、農用地 区域外農地で第２種農地に区分されますが、転用時期が令和７年９月３０日までの一時転用であり、転用できるものと考えます。

３番 塩屋町三丁目・・・合計面積 989.00 ㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、駐車場の整備を図るものです。申請地は、第一種住居地域の指定がされ、第３種農地に区分されます。

以上３件、申請があった案件につきましては地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件の支障は無く、被害防止の措置も適切であるかなど、一般基準など審査基準を満たしていることから問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にご意見も無いようですので、それでは採決いたします。議案第２７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、整理番号１番から３番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 3 件は、原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題に供します。事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、5 ページをお開きください。議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてでございます。本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、農業委員会に意見聴取を求めるものです。件数は、筆数が 218 筆、面積 200,049.61 m²。詳細は 5 ページから 13 ページの表のとおりです。同法 18 条第 5 項の各要件を満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。ただいま説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ご意見もないようでありますので、議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案通り処理していくことといたします。続きまして、議案第 29 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局から説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 14 ページをお開きください。議案第 29 号 非農地証明願についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 土器町東四丁目・・・合計面積 39.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、昭和 15 年に所有する農地の一部から分筆され、宅地への進入路として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。

2 番 綾歌町富熊・・・合計面積 1,309.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上、事情により耕作等が行われておらず、自然潰廃により農地への再生が困難な状態となっております。

以上 2 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議もないようですので、議案第 29 号 非農地証明願について、整理番号 1 番から 2 番までの各案件につきましては、原案のとおり処理していくことといたします。それでは、報告事項に入ります。報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 10 号 許可後の取消願については、一括して事務局から報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 15 ページをお開きください。報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 2 件です。

1 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 1,849.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたのですが、貸付先の変更のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2 番 飯山町東小川・・・合計面積 2,901.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の権利設定がされていたものですが、売却のため、賃貸人主導により離作補償なく合意解約するものです。

16 ページをお開きください。報告第 10 号 許可後の取消願についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 柞原町・・・合計面積 360.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 30 年 11 月 22 日、住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条第 1 項の規定により使用貸借による権利設定がなされていましたが、転用計画中止のため農地法 5 条の規定による許可の取消願いを行うものです。報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんでしょうか。それでは報告事項終わります。以上で 5 月定例総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午前 10 時 20 分終了）